

東京都電気機械器具製造業 最低工賃が改正されました

都内の家内労働者とその委託者のみなさんへ

東京労働局労働基準部賃金課

令和4年12月24日から、東京都内において電気機械器具製造業務に従事する家内労働者及びその委託者に適用される最低工賃が、裏面のとおり、改正（発効）されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから電気部品等の物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品の製造又は加工等に従事することをいいます。

加工等を行い、委託料（工賃）を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が「家内労働法」です。

家内労働法により、委託者には、次のようなことが義務付けられています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。また、委託者は、委託時に工賃単価等を、物品受領時に受領した数量等を、工賃支払時に工賃額等を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数等を記入）を4月30日までに所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

** 最低工賃改正のお知らせ **

工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

| 品 目 | 工 程 | 規 格 | 金 額 |
|------------------------|---|---|-----------------|
| 電気部品(プリント基板に用いるものに限る。) | 整形のうち、足の曲げ | | 1個につき 1円30銭 |
| プリント基板 | 部品の差し | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 1円35銭 |
| | 部品の差し、折り曲げ及び切り | | 1個につき 2円60銭 |
| | 部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ | | 1個につき 6円25銭 |
| | ICの差し | 足の本数が28本以下のもの | 1個につき 2円65銭 |
| | | 足の本数が30本以上のもの | 1個につき 3円38銭 |
| | マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。) | テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの | 1か所につき 94銭 |
| コネクタ | 差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。) | 1端子につき 83銭 | |
| シールド線 | 端末加工(表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。) | 1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1か所につき 5円03銭 |
| | チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。) | 15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1本につき 2円86銭 |
| スライドスイッチ | 端子差し | 単独又は2以上連結した端子 | 1差しにつき 1円09銭 |

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ（家内労働関係）QRコード ⇒

